

公用車管理システム導入業務に係る指名型プロポーザル実施要領

1 目的

公用車管理システム導入業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

(契第07093号) 公用車管理システム導入業務

(2) 業務の目的

本庁舎に配置している公用車の鍵管理をシステム化し、現在81台中27台の集中管理台数を50台に増加させた上でシステムによる各公用車の詳細な稼働率を把握し、適正な公用車台数まで削減するとともに、職員の公用車の予約・運行の利便性を向上させる。

(3) 業務内容

「香南市公用車管理システム導入業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 見積限度額

導入初期費用額：2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※保守業務に係る費用を含まないが、本業務受託者とは運用保守契約を締結する予定。

※契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和7年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「情報関連サービスシステム開発・設計・運用」に登載されている者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱(令和6年香南市告示第86号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

(5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年香南市規則第2号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書(様式4)により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス keiyakukanzai@city.kochi-konan.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年1月16日(金)9時から 令和8年1月28日(水)17時まで

(3) 回答方法

香南市公式ウェブサイトの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

(4) 回答期限

令和8年2月2日（月）17時までに回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要（任意様式。パンフレット可）
- ウ 業務実績一覧（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年2月3日（火）必着

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市契約管財課管財係
メールアドレス keiyakukanzai@city.kochi-konan.lg.jp

(4) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

- ア 電子メール
- イ 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）
- ウ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで）

6 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和8年2月10日（火）必着

(3) 提出先

5(3) に同じ

(4) 提出方法

5(4) に同じ

7 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、次のとおり作成した提案書等を提出すること。

(1) 提案書作成のポイント

ア 業務の目的と期待する効果

香南市が所有している公用車の一部車両に対する鍵管理をシステム化、及び各公用車の詳細な稼働率を把握することにより、適正な公用車台数まで削減するとともに本市職員の公用車予約及び運行の利便性を向上させる。

イ 現状の課題

- ・公用車の適正台数が把握できていない
- ・アルコールチェック未実施状態で車両を利用できてしまう
- ・乗車前後のアルコールチェック時間を基に稼働率を算出しているため、正確な稼働状況を把握することが困難

- ・公用車の空予約及び予約時間超過が発生している
- ・公用車の稼働状況をcsvファイルにて、一括ダウンロードすることが困難
- ・鍵の受け渡しがアナログのため、鍵の取り違えが発生している
- ・走行距離等、手入力の部分が多く公用車利用の際の工数が多い

ウ 提案を求めるポイント

- ・システム導入による公用車予約及び運行の流れ（予約から公用車の利用終了まで）
- ・公用車管理の効率化について
- ・システム導入後の削減イメージ
- ・各システムのストロングポイント

(2) 提出書類

ア 提案書提出届（様式7）

イ 提案書（任意様式。企業名・ロゴ等の掲載可）

書面による場合は、A4サイズ30ページ以内とし、紙ファイルに綴じること。

データによる場合は、30ページ以内のPDFファイル又はMicrosoft PowerPointで作成されたpptxファイルを保存した記録媒体（USBメモリ又はSDカード）にウイルスチェック実施証明書（任意様式）を添付すること。

ウ 見積書（任意様式。以下の項目ごとに区分した見積額を提出すること）

（ア）導入費用（鍵管理に必要な機器及びシステムのセットアップ料）

（イ）保守費用（利用料）（5年間）※2（5）の見積限度額には含めない。

エ 機能要件確認書（別紙4）

機能要件各項目について、回答欄の「標準対応」「カスタマイズ対応」「対応不可」のいずれかに○を記入し、代替案や特記事項がある場合は備考欄に記入すること。

また、PC及びスマートフォンのどちらか一方でしか利用できないシステム内サービスがある場合についても備考欄に記入すること。

カスタマイズ対応又は代替案により追加費用が必要な場合は、その費用をカスタマイズ等費用欄に記入すること。

このカスタマイズ費用は、2（5）の見積限度額に含めるものとする。

オ その他

公用車の契約台数変更に伴う、料金体系又は単価の変更、追加の費用が発生する場合は、それに関する資料を提出すること。

(3) 提出期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月10日（火）

(4) 書面提出時の提案書提出部数

6部

(5) 提出先

5（3）に同じ

(6) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

ア 電子メール

イ 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）

ウ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで）

8 1次審査（書類審査）

（1）実施基準

提案書を提出した事業者が3社を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。（3社以下の場合は1次審査を省略）

（2）1次審査通過者

1次審査で得点が上位となった3社を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出した全ての事業者を1次審査通過者とする。

（3）結果の通知

提案書を提出した事業者が3社を超えたかどうかにかかわらず、令和8年2月12日（木）17時までに全ての事業者に電子メールで1次審査の結果を通知する。

9 2次審査（プレゼンテーション）

（1）実施日

令和8年2月18日（水）

※詳細は、令和8年2月12日（木）までに電子メールで通知する。

（2）出席者

1提案者5名以内

（3）実施方法（オンライン）

ア 事業者がホストかつそのプラットフォームは次のものに限る。

Zoom・Google Meet・Microsoft Teams

イ 1提案者60分程度

（提案書の説明及びデモンストレーション等40分、質疑応答20分）

ウ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。

エ 実施時の追加資料の配布は禁止する。

オ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める。

10 契約候補者等の選定

提出された提案書を本市が設置する「香南市公用車管理システム導入業務に係る指名型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

（1）契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

（2）結果の通知

ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を電子メールで通知する。

イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

11 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

| 評価項目 | 主な評価基準 | 評価点 |
|-----------|---|------|
| システム導入実績 | 同システムの導入実績及び類似業務件数 | 10点 |
| 組織体制 | 当該業務を円滑に進められる業務体制が整備されているか | 10点 |
| システムの機能 | 機能要件に対する充足度及び代替案の提案があるか | 50点 |
| 企画提案 | 公用車の予約及び利便性の向上につながる提案があるか | 20点 |
| | 公用車数の削減につながる提案があるか | |
| 操作性・デザイン性 | 直感的に操作できる画面構成で利用する職員が基本操作を理解でき、管理業務含めて職員を選ばずに操作が可能か | 20点 |
| 負担軽減 | 公用車を利用する職員及び管理職員の業務負担が軽減されるようなシステムであるか | 10点 |
| 導入後のサポート | ヘルプサポート体制が整備されているか | 10点 |
| | 必要に応じたシステムのアップデートが実施されるか | |
| | 操作研修の実施及び利用マニュアルの作成 | |
| 価格 | システム導入及びシステム保守に係る費用 | 20点 |
| 情報セキュリティ | セキュリティ対策 | 10点 |
| | データのバックアップ体制 | 5点 |
| | システム障害発生（緊急）時の対応 | 5点 |
| 合計 | | 170点 |

12 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

| 日程 | 内容 | 実施方法 |
|----------------|----------------------|-----------|
| 令和8年1月16日（金曜日） | 参加表明書の受付開始 | メール・郵送・持参 |
| 令和8年1月28日（水曜日） | 質疑書の受付期限 | メール |
| 令和8年2月2日（月曜日） | 質疑回答書の公表 | 市ウェブサイト |
| 令和8年2月3日（火曜日） | 参加表明書の提出期限 | メール・郵送・持参 |
| 令和8年2月4日（水曜日） | 提案書の受付開始 | メール・郵送・持参 |
| 令和8年2月10日（火曜日） | 提案書の提出期限 | メール・郵送・持参 |
| 令和8年2月12日（木曜日） | 1次審査結果通知書の送信 | メール |
| 令和8年2月12日（木曜日） | 2次審査（プレゼンテーション）日時の通知 | メール |
| 令和8年2月18日（水曜日） | 2次審査（プレゼンテーション）の実施 | オンライン |
| 令和8年2月20日（金曜日） | 審査結果通知書の送信 | メール |

※オンラインでのプレゼンテーションについて、本市側の通信状況が悪い場合は、日程調整後に再度2次審査を実施するが、参加者側の通信状況でアクセス不可の場合については再度のプレゼンテーションは認めない。

13 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、(1)から(5)までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指名停止措置を行う。

- (1) 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること。
- (2) 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること。
- (3) 他の事業者にプロポーザルに参加しないよう依頼すること。
- (4) 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (7) 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提出できる提案書は1提案のみとする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
- (6) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、市担当者より指示があつたときは、この限りでない。
- (7) 提出された関係書類は返却しない。